

○下関市立図書館W i - F i 利用に関する要綱

平成29年7月4日 制定

令和4年7月20日 最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市立図書館（以下「図書館」という。）利用者の学習又は調査研修における情報探索及び情報収集の効率化を図るために下関市（以下「本市」という。）が整備したW i - F i によるインターネット接続環境（以下「W i - F i」という。）を利用するインターネットへの接続サービス（以下「サービス」という。）の提供及び利用に関する必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第2条 図書館利用者（以下「利用者」という。）は、学習又は調査研究等の目的でW i - F i 及びサービスを利用することができる。

(利用施設及び利用時間)

第3条 W i - F i の利用施設は別表に定める。

- 2 利用時間については、図書館の開館時間内とする。
- 3 1回の利用時間は1時間以内とし、利用時間終了時の利用状況によっては1回のみ延長することができる。

(利用の制限)

第4条 W i - F i を利用することができる機器は、図書館がW i - F i 利用者のために貸与する電子機器及び利用者が持ち込んだW i - F i 機能搭載の電子機器（以下「持込機器」という。）とする。

- 2 W i - F i を利用する機器の音量はオフにして使用しなければならない。
- 3 W i - F i を利用することができる場所は、館長が指定した場所とする。

(利用の手続き)

第5条 W i - F i の利用を希望する者は、W i - F i 接続サービス利用申込書（別紙様式）に記入して係員に提出し、自身の登録証を提示しなければならない。

2 登録証を提示できない者は、氏名、生年月日及び現住所が記載されている官公署が発行した自身の証明書類を登録証の代わりとすることができる。

(サービス利用の中止)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を中止することができる。

(1) サービスのシステム保守又は工事を行う場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、サービスの運用が通常どおりできなくなった場合

(3) サービスに係る設備の障害及びその他のやむを得ない事由がある場合

(4) 館長がサービスの運用上、提供の中止が必要であると判断した場合

(利用者へのサービス停止措置)

第7条 館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

(1) 次条第2項に掲げる行為を行った場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、本要綱に違反した場合

(3) その他利用者として不適切であると館長が判断した場合

(遵守事項及び禁止事項)

第8条 利用者は、サービスの利用において、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関連法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の利用者、第三者又は本市の著作権若しくはその他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(2) 他の利用者、第三者又は本市の財産権若しくはプライバシー権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(3) 前2号に掲げる場合のほか、他の利用者又は本市に不利益損害を与える行為又はそのおそれのある行為

(4) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為

(5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為

- (6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムをインターネットを通じて、若しくはインターネットに関連して使用し、又は提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信
- (12) ゲーム・電子商取引等の公共の施設では相応しくない行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為

3 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(利用者の責任)

第9条 持込機器については、利用者の責任において管理し、図書館は、その紛失又は破損等について一切の責任を負わない。

2 図書館がWi-Fi利用者のために貸与した電子機器を、利用者の過失により紛失又は損傷した場合は、当該利用者が弁済するものとする。

(免責)

第10条 本市は、Wi-Fiのサービスの内容及び利用者がWi-Fiを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有能性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 サービスの提供、遅延、変更、中止又は廃止、Wi-Fiを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の持込機器のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他Wi-Fi及びサービスに関連して発生した利用者の損害について、本市は一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由

にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 Wi-Fiの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとし、Wi-Fi接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ウェブブラウザ等により、Wi-Fiを利用できない場合があっても、本市は一切責任を負わないものとする。

5 Wi-Fi及びサービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のウェブサイトへの接続を制限することができるものとする。

(本規約の変更)

第11条 本市は、予告することなく、この要綱を改正することができる。

附 則

この要綱は、平成29年7月4日から施行する。

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

| |
|-----------|
| 下関市立彦島図書館 |
| 下関市立長府図書館 |
| 下関市立菊川図書館 |
| 下関市立豊田図書館 |
| 下関市立豊浦図書館 |